

素案

鎌倉市にふさわしい博物館 基本計画

令和8年（2026年）●月

鎌倉市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 趣旨と理念	2
1 本計画の趣旨	2
2 本計画の意義	2
3 博物館の役割と課題	3
4 本計画の理念と施策内容	5
第2章 基本計画策定の背景と目的	7
1 鎌倉の歴史遺産と保護の歴史	7
(1) 鎌倉市の歴史遺産の特徴	7
(2) 鎌倉市の文化財保護の歴史	7
2 鎌倉の博物館と市の取組	8
(1) 鎌倉国宝館の役割	8
(2) 鎌倉歴史文化交流館の役割	9
(3) 基本構想の策定と本計画の目的	9
(4) 基本計画の位置づけ	10
3 鎌倉市の課題と解決の可能性	11
(1) 市域に点在する歴史遺産の把握と保存・活用	11
(2) 博物館施設の維持と管理	12
4 鎌倉市にふさわしい博物館が目指すもの	12
(1) 鎌倉市にふさわしい博物館の使命	12
(2) 鎌倉市にふさわしい博物館の姿「(仮)鎌倉ミュージアム」	13
(3) 先行する取組と本計画の関係	14
(4) 「鎌倉市にふさわしい博物館」の組織、管理運営体制について	14
第3章 「鎌倉ミュージアム」の具体像	16
施策1 鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の組織強化と機能強化	16
取組1 魅力的な展覧会の開催	16
取組2 展示・保存環境及び施設等の整備	17
取組3 資料の収集と修理の推進	18
取組4 防災のための組織整備と地域連携	18
取組5 組織体制の強化と人材の確保	19
取組6 学芸員による調査研究の強化	20
取組7 安定的な博物館予算の確保	20
取組8 発信力の強化	22

施策2 デジタルミュージアム	24
(1) デジタル化の目的	24
(2) 取組内容	24
取組1 博物館資料等のデジタル化	24
取組2 博物館資料と埋蔵文化財のアーカイブ公開	25
取組3 デジタルミュージアムの活用	25
(3) デジタルミュージアムのアクションスケジュールと評価指標について	26

施策3 フィールドミュージアム	28
(1) フィールドミュージアムの目的	28
(2) フィールドミュージアムの組織	28
(3) 取組内容	29
取組1 市域を利用した学びの場の創出	29
取組2 歴史・文化の学びのための拠点整備	29
取組3 地域や子どもたちと連携したフィールドワークの実施	30
取組4 フィールドワーク成果のデータベース化	30
取組5 フィールドワークによる成果の活用	31
(4) フィールドミュージアムのアクションスケジュールと評価指標について	32

第4章 「鎌倉ミュージアム」のスケジュール 33

1 スケジュールと今後の展開	33
(1) 博物館機能強化	33
(2) フィールドミュージアム	34
(3) デジタルミュージアム	34
(4) 鎌倉ミュージアムのスケジュールについて	34

【資料編】

1 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例	36
2 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例施行規則	37
3 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員及び幹事名簿	38
4 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定に係る経過	40
5 用語集	42

はじめに

鎌倉には、原始から現代にいたる長い歴史が息づき、人々の営みの中で多彩な文化が花開き、美しい自然が育まれてきました。市内には、歴史遺産や自然の恵みが数多く点在し、それらは鎌倉の魅力を象徴しています。

現代に生きる私たちは、大切に守り伝えられてきたこれらの遺産を守り、持続可能な方法で次世代に引き継ぐ責任を担っています。そのために博物館が果たす役割は大きく、市民や訪れる人々が鎌倉の歴史や文化に触れ、理解を深め、誇りを持つことで、ふるさと鎌倉への深い愛着が芽生えます。そして、私たち一人ひとりが次世代へ繋ぐ架け橋となることが求められます。

鎌倉市にとって博物館は、歴史と文化を守り、語り継ぎ、未来へと伝える拠点です。そこで、鎌倉国宝館や鎌倉歴史文化交流館の設備や機能を強化し、市内に点在する歴史遺産を生かした新しい博物館のかたちを模索します。この計画をもとに、地域とともに歩みながら、鎌倉にふさわしい博物館を築き上げ、歴史と文化がこれからも輝き続ける未来を創造していきます。

令和8年（2026年）●月

鎌倉市教育委員会

第1章

趣旨と理念

1 本計画の趣旨

本計画では、鎌倉の貴重な歴史遺産を未来に伝えるため、鎌倉市が管理運営する2つの博物館である鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館を強化するとともに、市民や市内の団体、歴史遺産を伝える社寺等とのネットワークを構築し、地域とともに歴史遺産を守り伝える「鎌倉市にふさわしい博物館」の構築を目指します。

2 本計画の意義

鎌倉は、日本史上初となる本格的な武家政権が開かれた地です。以降、中世都市へと発展を遂げた鎌倉には、多くの人々や文物が国内外から集まり、社寺が建立され、鎌倉独自の文化が花開きました。鎌倉幕府の滅亡後も東国の政治の中心地となり、その文化と伝統は受け継がれ、鎌倉特有の文化的な雰囲気は、常に人々を魅了し続けました。江戸時代には遊山・参詣の地として栄え、明治時代には保養地・別荘地として、時代に応じた変容を遂げてきました。

こうして育まれてきた貴重な歴史遺産は、先人たちの弛まぬ努力によって現代に伝えられてきたものであり、鎌倉のみならず、日本全体の歴史を知る上で欠かせない宝物です。この貴重な遺産を未来に確実に伝えるために、「鎌倉市にふさわしい博物館のあり方」を検討することは喫緊の課題と言えます。

博物館の役割と課題

博物館は、資料を収集・保存し、資料の調査研究を行い、展示や様々な方法で広く発信する機関として定義されています（博物館法第2条第1項）。鎌倉市が管理運営する2つの博物館、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館も、「収集」「保存」「調査研究」「展示・教育」を柱とし、人々が学ぶ楽しみを享受し、大切な資料が未来へと引き継がれるよう、日々事業を行っています。

収集

博物館の重要な役割の一つは、地域の歴史や文化を知るための資料や文献、情報を集めることです。未来へ伝えるべき資料を見出し、それらを集めることは、博物館の様々な活動の基本となるものです。

保存

収集した資料を整理し、資料の性質に合わせて劣化を最小限に留めるよう、収蔵庫等の安全な環境で大切に保存・保管します。また、必要に応じて修理や修復も行い、貴重な資料を守ります。

調査・研究

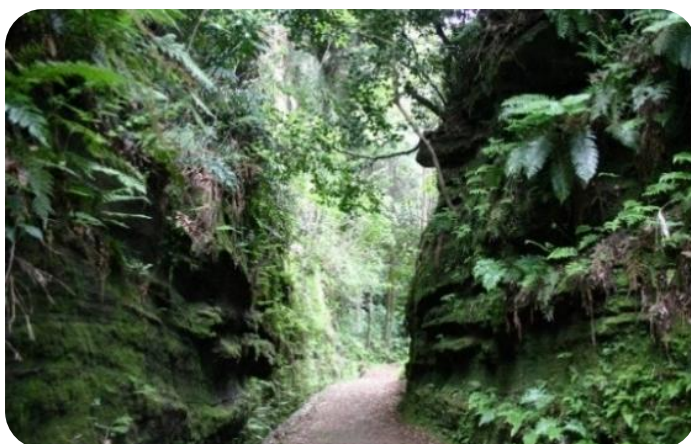
博物館が保管・収集する資料は、活用することも重要です。そのためには集めた資料を研究する必要があります。調査研究をすることで、資料に新たな価値や意味が生まれ、見る人に感動を与えます。

展示・教育

調査研究の成果は、主に展示を通じて社会に発信されます。また、それ以外にも講演会、出版物、ギャラリートーク、ワークショップ、近年ではSNSなど、多様な形で情報を発信します。

近年、博物館を取り巻く環境は大きく変化しています。国際博物館会議（ICOM）京都大会で提唱された「文化をつなぐミュージアム（Museums as Cultural Hub）」の理念が示すように、急速に変化する社会の中で、博物館は地域のまちづくりや観光、人口減少や高齢化、地球温暖化やSDGsなど、幅広い地域課題に専門性をもって取り組むことが求められるようになりました。また、博物館法には「資料に係る電磁的記録を作成し公開すること」や「地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。」と定められています。こうした背景から、これからの時代にふさわしい新たな博物館像の確立が求められています。

鎌倉市は、多くの歴史遺産と豊かな自然環境を受け継ぐまちです。それは鎌倉そのものの魅力に他なりません。鎌倉の博物館は、地域の課題に寄り添いながら、こうした貴重な歴史遺産や自然環境を守り、持続可能な方法で次の世代に確実にバトンを受け渡していくための道先案内人でもあります。鎌倉の未来を支えるために、真に鎌倉にふさわしい博物館を目指します。



4 本計画の理念と施策内容

鎌倉の歴史と文化を1000年後に伝えるために 未来につなぐ鎌倉のミュージアム

目標1 鎌倉の貴重な歴史遺産を守る

文化財を最適な環境で保存するとともに、地域と協力して貴重な歴史遺産を守り伝えていきます。

目標2 歴史遺産と文化を支える人を育てる

こどもたちの学びの場を創出し、郷土への誇りと愛着の心を育み、鎌倉の歴史遺産を守り伝える思想を醸成します。

目標3 新たに歴史遺産を見出す

調査研究によって歴史遺産を見出し、その価値を図ることで、遺産の活用につなげます。

目標4 魅力を発信し活用する

鎌倉の歴史遺産が持つ価値と魅力を多くの方々に伝え、遺産を次の世代へと受け継ぐための取組を推進します。

施策内容

目標 1 鎌倉の貴重な歴史遺産を守る

施策① 鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の組織・機能の強化

取組 2 展示・保存環境及び施設等の整備

取組 3 資料の収集と修理の推進

取組 5 組織体制の強化と人材の確保

取組 7 安定的な博物館予算の確保

施策③ フィールドミュージアム

取組 2 歴史・文化の学びのための拠点整備

目標 2 歴史遺産と文化を支える人を育てる

施策① 鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の組織・機能の強化

取組 4 防災のための組織整備と地域連携

施策③ フィールドミュージアム

取組 1 市域を利用した学びの場の創出

取組 3 地域や子どもたちと連携したフィールドワークの実施

目標 3 新たに歴史遺産を見出す

施策① 鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の組織・機能の強化

取組 6 学芸員による調査研究の強化

施策② デジタルミュージアム

取組 1 博物館資料等のデジタル化

施策③ フィールドミュージアム

取組 3 地域や子どもたちと連携したフィールドワークの実施

目標 4 魅力を発信し活用する

施策① 鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の組織・機能の強化

取組 1 魅力的な展覧会の開催

取組 8 発信力の強化

施策② デジタルミュージアム

取組 2 博物館資料と埋蔵文化財のアーカイブ公開

取組 3 デジタルミュージアムの活用

施策③ フィールドミュージアム

取組 4 フィールドワーク成果のデータベース化

取組 5 フィールドワークによる成果の活用

第2章

基本計画策定の背景と目的

1

鎌倉の歴史遺産と保護の歴史

(1) 鎌倉市の歴史遺産の特徴

鎌倉には、約1万8千年以上前の旧石器時代から縄文時代、弥生時代、古墳時代にわたる人々の営みや、奈良時代以降の官衙の跡など、豊かな歴史の痕跡が刻まれています。さらに源頼朝が鎌倉幕府を開くと京に並ぶ中世都市となり、近世・近代へと命脈を保ちました。

また、鎌倉市域には、生きた遺産として今も市内各地で宗教活動を続ける多数の社寺等が歴史的建造物の保全や儀礼の継承を行っている外、市民によって民俗芸能の伝承等が受け継がれています。また、中世以来の道路網を踏襲した都市構造、切通、やぐら等といった土木遺構、石造物など、中世以来の歴史の痕跡が数多く存在しています。市域全体の7割が埋蔵文化財包蔵地となっており、中世都市遺跡を中心とする考古学的遺産の宝庫でもあります。

さらに近代以降、殊に明治初年にドイツ人医師ベルツ博士により海浜保養の適地として紹介されたことを契機に、明治22年(1889年)の横須賀線開業と前後して別荘が建ち始め、明治32年(1899年)に御用邸が造営されるなど、別荘文化が育まれました。その際に建築された別荘をはじめ、近代の洋風・和風建築物が市内各所に多数残されています。

このように、鎌倉は全国有数の文化財数を誇り、市域全体に各時代の歴史遺産が広がっていることが大きな特徴です。

(2) 鎌倉市の歴史遺産保護の歴史

大正12年(1923年)に発生した大正関東地震によって、市内の社寺や文化財は大きな被害を受けました。このような災害から文化財を保護するための施設として、昭和3年(1928年)

に建設されたのが、鎌倉国宝館です。建設に当たっては、鎌倉同人会や多くの市民からの寄付が資金となりました。さらに大正から昭和にかけては、鎌倉同人会や鎌倉青年団による地域史の再顕彰が行われ、史跡指導標等が数多く建てられています。

また、昭和の高度経済成長期を迎えると、全国で開発が進められるようになり、社会問題となっていきました。この波は鎌倉にも押し寄せ、昭和39年（1964年）には、鶴岡八幡宮の裏山である御谷にも宅地造成の計画が持ち上がります。これに反対する住民運動に鎌倉在住の文化人や著名人などが加わり、御谷騒動として全国的に報道されると、これに共感する多くの人々から開発反対の署名と寄付金が集まりました。鎌倉市から出資を受け設立された財団法人鎌倉風致保存会（現、公益財団法人鎌倉風致保存会）が受け皿となり、全国から募った寄付金で宅地造成の計画地の一部を買収し、御谷の山林を守ったことで、日本におけるナショナル・トラスト運動（市民から寄付を募り土地や歴史的建造物を保全するイギリスの運動）の先駆けとなりました。この御谷騒動を契機として古都を守ろうとする世論と市民運動の高まりが大きな力となり、昭和41年（1966年）には「古都保存法」（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）が制定され、法規制により古都の歴史的風土が守られることとなりました。

「古都保存法」の制定を契機として、鶴岡八幡宮をはじめ、多くの社寺境内や切通等が国指定史跡に指定されました。さらに近年の世界遺産登録準備の中でも、新たに史跡の指定、追加指定が行われ、歴史遺産の保護が図られました。

このように鎌倉の優れた歴史遺産と貴重な自然環境は、鎌倉市民をはじめ多くの先人達の不断の努力によって護られています。

2 鎌倉の博物館と市の取組

（1）鎌倉国宝館の役割

鎌倉国宝館は、鎌倉の貴重な歴史や仏教美術等の資料を収集・保存し、調査研究を行い展示・教育する、歴史ある博物館です。大正12年（1923年）の大正関東地震によって地域の貴

重なる文化財を損失した経験をふまえ、不時の災害から文化財を保護し、あわせて鎌倉を訪れる人々がこれらの文化財を見学できるよう一堂に展示する施設として設立されました。設立当初から国内有数の文化財を収集・保存・研究・展示してきた同館は、現在では国宝、重要文化財をはじめ、館藏品・寄託品を合わせて1千件、6千点を超える収蔵品を保管しています。鎌倉という土地柄、市内には中世以来の伝世品が豊富に残っており、その多くが当館に寄託されています。これらの文化財を保全し、次世代への継承を目指して、鎌倉国宝館ではさまざまな活動を展開しています。

（２）鎌倉歴史文化交流館の役割

鎌倉市には長らく、鎌倉の歴史を総合的に学ぶ施設や、豊富な出土品を展示・紹介する場がありませんでした。この課題を解決するために、平成29年（2017年）5月、鎌倉歴史文化交流館が設立されました。同館の建物は寄付などに拠る個人住宅をリノベーションしたもので、当初は世界遺産のガイダンス施設として整備する予定でした。しかし、イコモスからの不記載勧告を受けて推薦を取り下げたことに伴い計画を変更し、建物の改修工事を経て、市民や来訪者が集い学べる場として整備されました。

鎌倉歴史文化交流館では、歴史資料や出土品の保管を行うとともに、調査研究に基づく展示や講座、ワークショップを通じて、鎌倉の歴史を分かりやすく紹介することを目指しています。

（３）基本構想の策定と本計画の目的

令和2年（2020年）6月、鎌倉市は『鎌倉市にふさわしい博物館基本構想』を策定しました。この構想は、鎌倉国宝館や鎌倉歴史文化交流館の機能強化を図る一方で、市全体を一つの博物館にとらえ、豊かな歴史遺産と自然環境を市民とともに現地で保存・活用する「エコミュージアム」の理念を取り入れたものです。

鎌倉は、中世以来の社寺をはじめ、切通、切岸、やぐらなどの歴史的な景観が市域全体に広がり、四季折々の自然と一体となって現存しています。特に数多くの社寺は、信仰や文化の中心として長い歴史を紡いできました。これらの社寺は、建造物や仏像、古文書や工芸品

など多彩な文化財を有し、鎌倉の歴史や文化を象徴する存在となっています。このように、歴史遺産が点在し、まちそのものが歴史と自然、そして文化の展示空間となっている鎌倉は、地域全体を博物館と捉えるエコミュージアムの理念に極めて適したまちです。

一方で、エコミュージアムは全国各地で取り組まれています。運営の継続性や組織体制などに課題を抱える事例も少なくありません。そこで鎌倉市では、この理念を受け継ぎながらも、鎌倉にふさわしい「市域全体を博物館」と捉える、新しい博物館のあり方を目指します。この新たな博物館を実現するためには、歴史遺産を所有する博物館や行政機関、社寺、所有者だけでなく、地域住民や市民、さらには学校などの教育機関が一体となって取り組むことが不可欠です。

(4) 基本計画の位置づけ

本計画は、「鎌倉ビジョン2034・鎌倉ミライ共創プラン2030」のもと、「教育大綱」及び「教育振興基本計画」「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」の個別計画として位置づけるとともに、「鎌倉市観光基本計画」等との調整を図り、鎌倉市が目指す新しい博物館の具体像を提示します。



（１）市域に点在する歴史遺産の把握と保存・活用

鎌倉市には、仏像や絵画、古文書、工芸品など、数多くの文化財が遺されています。指定文化財だけでも584件を数え、神奈川県内では横浜市494件、川崎市163件、小田原市152件（いずれも令和7年（2025年）12月現在）を大きく上回ります。さらに、指定外の歴史遺産を含めれば、その総数は計り知れず、市内各所に散在する歴史遺産は、全国的にも類を見ない規模を誇り、鎌倉の特徴と魅力を如実に物語っています。

一方で、市内の歴史遺産に関する総合的な調査は、昭和46年（1971年）から56年（1981年）にかけて実施されて以降、約40年間行われていないのが実情です。この間、博物館や行政、社寺、所有者や自主団体が保全に努めてきたものの、調査・研究が行われなかったことで支援が行き届かず、保存状態などが悪化してしまうケースも見られました。また、昭和の調査で確認できなかった歴史遺産も数多く存在するため、鎌倉の歴史遺産の総合的な調査・研究が切に求められています。

これだけ膨大な量の調査を博物館の学芸員や所有者のみで行うのは困難です。博物館と地域の人々が協力して行うことによって全容を把握することが可能となります。また、調査を通じて、それらを保護する機運が広く地域に広がることも期待されます。特に、歴史遺産の未来を担うこどもたちの参加を促すことは、その価値を次世代へと受け継いでいく重要な活動となることでしょう。

今後も地域全体で歴史遺産を守り続けるためには、教育機関や地域住民との結びつきを深めることが重要です。地域の一人ひとりが自らの歴史遺産への理解と誇りを高めることで、保存・活用の取組が一層効果的に進むことが期待されます。

（２）博物館施設の維持と管理

鎌倉国宝館は、本館の建築から令和10年（2028年）で100年を迎えます。そのため、すでに施設の各所に老朽化が認められ、随時修繕を行っており、設備の更新も必要です。また、

鎌倉歴史文化交流館に関しても、収蔵スペースが十分でないことや、博物館施設としての適切な空調設備を備えていないことから、事業活動に制約が生じています。これらの問題を解決し、鎌倉の貴重な文化財を適切に保存・活用するためには、定期的かつ計画的な改修・修繕や設備更新が求められます。

このように古くなった施設の改修や必要な設備の導入を計画的に進めることで、鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館はこれからも多くの人々に歴史や文化の重要性を伝える場としての役割を果たし続けることが可能となります。

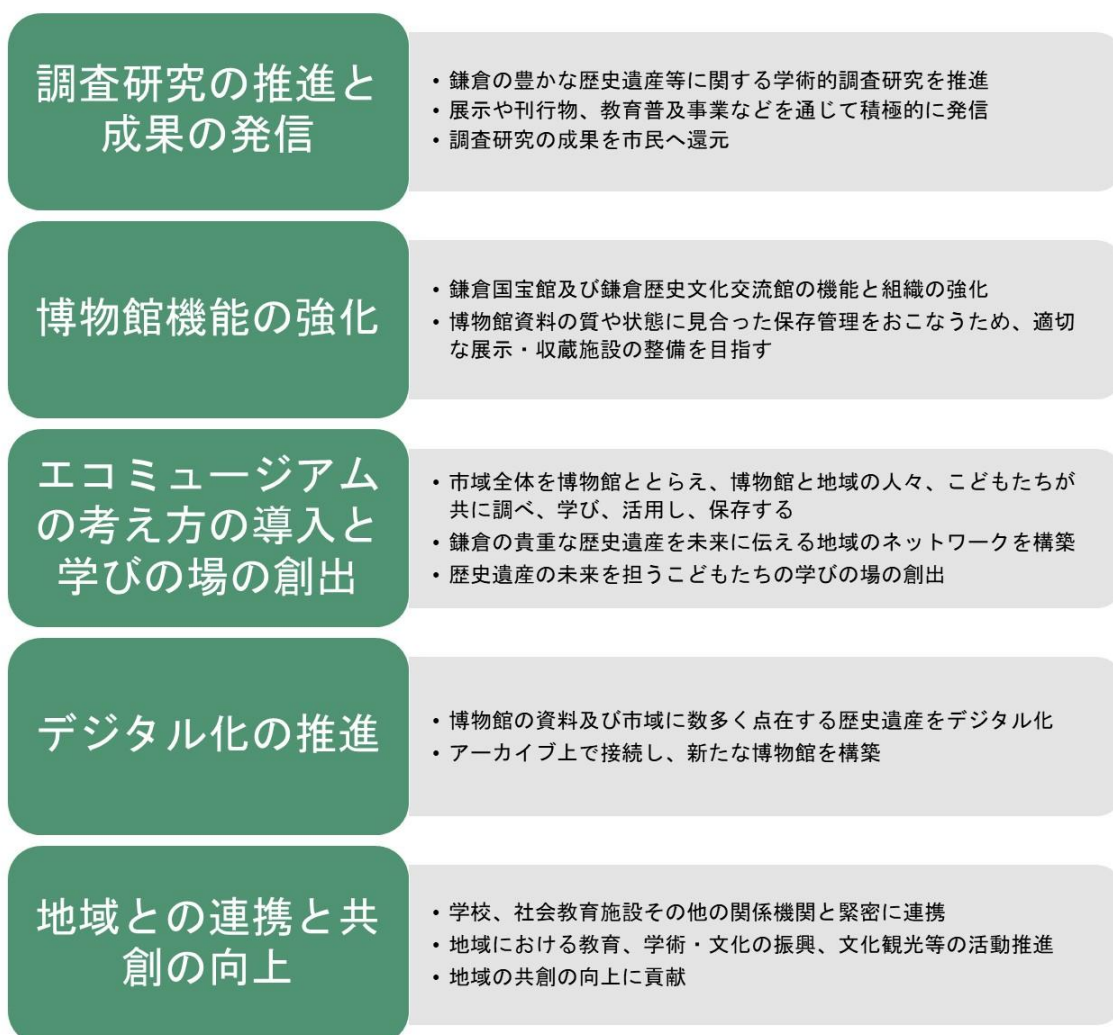
4

鎌倉市にふさわしい博物館を目指すもの

(1) 鎌倉市にふさわしい博物館の使命

鎌倉を象徴する豊かな歴史遺産について、学術的な調査研究を推進し、その成果を展示や刊行物、教育普及事業などを通じて積極的に発信し、市民へ還元します。国内でも有数の質と量を誇る鎌倉の地域の歴史遺産を、適切に保存し有効活用するため、資料のデジタル化を推進するとともに、博物館資料の質や状態に応じた保存管理を行うため、適切な収蔵施設の整備を目指します。

また、市域全体をひとつの博物館ととらえるエコミュージアムの理念を取り入れ、鎌倉市にふさわしい新たな博物館のビジョンを具現化します。その大きな柱となるのが、歴史遺産の未来を担う子どもたちの学びの場の創出と、資料や情報のデジタル化です。博物館と地域の人々、そして子どもたちが共に調べ、学び、活用し、保存することで、鎌倉の貴重な歴史遺産を未来に伝える地域のネットワークを構築することを目指します。さらに博物館の資料及び市域に数多く点在する歴史遺産をデジタル化し、アーカイブ上でつなぐことによって、鎌倉らしい新たな博物館を構築するとともに、その中心となる鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館機能と組織の強化を目指します。新しい博物館の運営に当たっては、地方公共団体や学校、市内の博物館や社寺、社会教育施設、その他の関係機関と緊密に連携し、地域における教育、学術、文化振興、文化観光、その他の活動を推進し、地域共創の向上に貢献します。



(2) 鎌倉市にふさわしい博物館の姿「鎌倉ミュージアム」

鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の両館を強化し、これらに加えてデジタルミュージアムとフィールドミュージアムを含む全体を「鎌倉ミュージアム」として統合・整備することで、鎌倉にふさわしい人文系の歴史総合博物館を作り上げることを目指します。

デジタルミュージアムでは、鎌倉国宝館の収蔵品や館史資料のデジタルアーカイブ化と公開を進めます。これにより、ホームページや文化遺産オンライン、ジャパンサーチなどのプラットフォームと連携し、広くアクセス可能な形で文化財情報を提供します。

フィールドミュージアムでは、鎌倉歴史文化交流館を拠点に、フィールドを活用した子どもたちの学びの場の創出及び博学連携を目指します。さらに、フィールドミュージアムの基

本活動であるフィールドワークでは、地域の方々と子どもたちが共に歴史遺産の調査を行うことで、作業的かつ体系的な学習活動の場を提供し、地域への愛着を育むことを目指します。

これらの取組を通じて、鎌倉の歴史と文化を次世代へ伝える持続可能なネットワークを構築し、地域の歴史遺産を守り、地域社会全体の理解と協力を深めていきます。

（３）先行する取組と本計画の関係

本計画に先立って、鎌倉市では「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」と、日本遺産「『いざ、鎌倉』～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～」を通じた魅力の維持向上に取り組んできました。どちらも市域内を面的にとらえ、歴史的価値を未来へ伝えていくことを目的にしていますが、それぞれの目的や方法には違いがあります。

「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、地域の生業・行事や歴史的建造物とそれを取り巻く環境とが一体となって作り出す街並みを守り、より良い形で未来へ引き継ぐことを目的としており、まちづくりと一体となった取組が特徴です。

日本遺産は文化庁が進める制度で、市内の社寺や史跡、文化財を一つの物語としてまとめ、その魅力を国内外に発信するものです。文化財の保存だけでなく、歴史的ストーリーを生かした情報発信や観光資源としての活用にも力を入れており、観光振興や地域の活性化を進める内容になっています。

本計画は、これらと同じく鎌倉市の市域を対象にしていますが、主な目的は博物館の機能の強化と新しい博物館のかたちをつくることにあります。鎌倉国宝館や鎌倉歴史文化交流館を中心に、デジタルミュージアムやフィールドミュージアムを組み合わせ、市内の歴史遺産を地域の人々とともに調べ、守り、生かし、発信する仕組みを整え、まちづくり計画や観光事業とも連携しながら、お互いを補い合う関係を築いていきます。

（４）「鎌倉ミュージアム」の組織、管理運営体制について

鎌倉歴史文化交流館を博物館法上の登録博物館とした上で展示等の充実を図り、既存の登録博物館である鎌倉国宝館と併せ、両館を両輪とする組織整備及び強化によって博物館組織

を再構築します。さらに現行の文化財課の埋蔵文化財部門を再編し、博物館の調査研究機能の一部門として埋蔵文化財センター機能を位置付け、埋蔵文化財の調査（記録保存のための発掘調査及び学術発掘調査）と研究を実施する機関とすることを検討します。

また「鎌倉ミュージアム」の組織は、行政主導型を基本としつつ、ワーキンググループ等を設置し、住民参画を進めていくことで、持続可能な運営組織を目指します。

「鎌倉ミュージアム」のイメージ



第3章

「鎌倉ミュージアム」の具体像

施策 ①

鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の組織・機能の強化

未来に受け継ぐべき貴重な資料を集めて安全な環境で保管するのは、博物館の最も重要な仕事の一つです。特に災害などの非常時には、文化財防災拠点として機能することが求められ、収集した資料は、その性質に合わせて劣化を最小限に留めるよう、収蔵庫で大切に保管する必要があります。安定的に博物館を運営し、貴重な文化財を後世に伝えていくため、両館を有機的に連携させる機能強化を図ります。

取組 1 | 魅力的な展覧会の開催

事業 1 鎌倉国宝館 100 周年特別展

事業 2 鎌倉歴史文化交流館 10 周年特別展

鎌倉国宝館は全国から国宝・重要文化財を含む多くの文化財を借用し、様々な展覧会を実施してきました。令和 10 年（2028 年）には開館 100 周年記念の特別展も控えている外、鎌倉の歴史に関わる重要人物や社寺の記念年も訪れます。

また、鎌倉歴史文化交流館は鎌倉の埋蔵文化財を中心に、こどもから大人まで誰もが鎌倉の歴史・文化を学ぶことのできる展示を実施してきました。同館も令和 9 年（2027 年）に 10 周年を迎えます。

こうした機会に鎌倉の重厚な歴史を正確に、かつ分かりやすく伝えることを念頭に、鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館にしかできない魅力的な展覧会を開催します。

取組 2 | 展示・保存環境及び施設等の整備

事業 1 鎌倉国宝館施設及び空調等の大規模改修

事業 2 歴史文化交流館施設及び空調等の大規模修繕

事業 3 施設整備及び保存活用に係る計画の作成

鎌倉国宝館の展示場に当たる本館は昭和 3 年（1928 年）、収蔵庫を置く新館は昭和 58 年（1983 年）に竣工しており、特に本館は令和 10 年（2028 年）に 100 年を迎える歴史ある建物で国の登録有形文化財、歴史的風致形成建造物です。本館、新館ともに施設内の各所に老朽化が認められる外、博物館法が求める公開承認施設（国指定重要文化財の公開に適した施設）であり続けるために、その要件を満たす設備を保ち、また更新していかなければなりません。また、博物館資料を保管するための収蔵庫の広さにも限りがあり、いずれは増え続ける資料を収蔵しきれなくなる時が訪れます。また、展示・収蔵スペースの空調の耐用年数が 15 年程度であるため、資料保存のために定期的な更新が必要です。

鎌倉歴史文化交流館においても、展示・収蔵スペースが不十分であることや、博物館施設として適切な空調設備が不足していること、一部の展示室の扉が手動開閉であることなどの課題があります。

これらの両館の課題を解決し、貴重な資料を適切に保存・活用していくためには、将来を見据えた計画的な修繕や設備の更新が求められます。よって空調設備を含めた施設改修等に係る長期の施設整備及び保存活用に係る計画を作成し、10 年から 15 年間隔で計画的に実施していくことを目指します。

取組3 | 資料の収集と修理の推進

事業1 収蔵資料の区分の見直し

事業2 博物館資料等の修理

資料を収集し適切に保管することも博物館の大切な使命です。資料散逸の防止や、展示の充実を図るため、資料の収集を積極的に推進します。また、今後も増え続ける収蔵資料を適切に管理していくため、鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館、中央図書館及び文化財課の収蔵区分の見直しと体系化を目指します。

一方、現在保管している収蔵品を博物館資料として公開活用することにより、劣化することは避けられません。これらを今後も適切に保管し、将来に受け継ぐために、優先順位をつけて計画的に資料の修理を行います。

取組4 | 防災のための組織整備と地域連携

事業1 災害対策マニュアルの作成

事業2 文化財レスキューの人材育成

地域の文化財保存の拠点である鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館は、有事における市域全体の文化財防災拠点としても機能することが求められます。独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターや日本博物館協会、神奈川県博物館協会が開催する研修等への参加により関連情報の収集をするとともに、非常時における他館との連携を強化します。併せて、文化財の安全管理や盗難等に対応するため、文化財の取扱いに習熟した学芸員が災害時に対応できる体制を目指すとともに、必要に応じて各種災害対策マニュアルを作成・更新し、両館の職員で定期的に防災訓練や災害時の資料搬出訓練等を実施します。さらにフィールドミュージアムで構築したネットワークを非常時に文化財レスキューとして招集できる仕組みを検討し、両館の資料だけでなく、地域の歴史遺産を永く安全に守ることを目指します。

取組 5 | 組織体制の強化と人材の確保

事業 1 総務部門の充実と適切な人員配置

事業 2 鎌倉歴史文化交流館の登録博物館化

事業 3 埋蔵文化財センターの検討

博物館では学芸部門と総務や経理、施設管理などを担う総務部門の両者が機能することで、はじめて円滑な運営を実現することができます。学芸員が博物館の基本的な使命である資料の保管・展示・調査研究を、総務部門が経理・施設管理等を適切に実施できるよう総務部門の充実を図るとともに、両者の適切かつバランスのとれた人員配置を目指します。併せて、彫刻・絵画・工芸・書跡・典籍・古文書・歴史資料・考古資料など様々なジャンルの資料を収蔵する博物館には、各専門の学芸員の配置が望まれる外、近年は文化財の積極的な公開活用が求められるようになってきていることから、教育普及や保存科学、博物館資料のアーカイブ化等の専門知識を持つ学芸員の配置も検討する必要があります。

特に、鎌倉国宝館は文化庁が認めた公開承認施設の学芸員配置の条件（5年以上の経験を持つ専任の学芸員が2名以上在籍していること）を満たす必要があります。さらには、鎌倉国宝館の収蔵品管理等のノウハウや、資料の寄託者や近隣社寺等との信頼関係を将来に引き継ぐためにも、同じ専門で異なる世代の学芸員の安定的な確保も必要です。

一方、令和9年（2027年）に鎌倉歴史文化交流館は10周年を迎えることから、登録博物館への登録、そして館名の再検討を目指し、博物館法上の博物館としての体制を整えます。その上で、鎌倉国宝館との連携を強化し、両館が一体となって鎌倉の歴史遺産を守り伝える体制を整えます。

また、扇ガ谷一丁目用地の活用方法の検討と併せて、博物館の調査・研究・保存機能の一部門として埋蔵文化財センターの設置を検討します。

取組 6 | 学芸員による調査研究の強化

事業 1 紀要及び年報の刊行

博物館法第4条第4項に記すとおり、調査研究は学芸員が司る業務の一つであり、展覧会や論文等の公開は、調査研究の成果還元の場合です。鎌倉国宝館や鎌倉歴史文化交流館の学術的意義を高め、より充実した活動を進めるため、両館の調査研究の環境を整えることが強く望まれます。

また、両館の取組を定期的に発信するため、紀要や年報を刊行します。年間の取組や展覧会の開催結果、研究成果などを積極的に周知することで、学芸員の調査研究や活動の成果を市民に還元します。また、紀要を鎌倉の歴史や美術を取り扱う外部の研究者も投稿可能な学術雑誌とすることで、学界の活性化にも寄与することを目指します。

取組 7 | 安定的な博物館予算の確保

事業 1 博物館に係る基金の設置

事業 2 科学研究費助成金獲得のための総務部門強化

事業 3 クラウドファンディング等外部資金獲得の推進

博物館は基本的に鎌倉市の予算で運営されていますが、それだけでは不十分な部分もあります。例えば、博物館の収蔵資料を充実させるなど、鎌倉ゆかりの貴重な資料の散逸を防ぐための資料購入費や、収蔵品を健全に保存するための修理費がないことは大きな問題であり、その予算化が望まれます。また、令和9年（2027年）には鎌倉歴史文化交流館が開館10周年を、翌令和10年（2028年）には鎌倉国宝館が開館100周年を迎えるため、両館とも記念の展覧会や施設改修に取り組む予定です。これらの取組には人員と予算が必要となるため、補助金の申請や寄付金の受け入れ、又は基金の設置などを通じて独自の運営資金の確保を目指します。

調査研究費の確保については、独自予算の外、外部資金の積極的な獲得を目指します。

また、文部科学省所管の科学研究費助成金等の補助制度の活用等に当たっては、鎌倉市の博物館施設が文部科学大臣の認める研究機関になることが必要であることから、まずは調査研究に携わり、研究成果を公開することが学芸員の職務であることを明文化し、総務部門を強化した上で、研究費の予算化を目指します。

クラウドファンディング、ふるさと納税及び協賛は、いずれも多くの人々が直接的に歴史遺産の保護に関わる機会を提供します。これらの手段は資金を集めるだけでなく、博物館への愛着を育み、博物館との強い繋がりを築く機会を創出します。したがって、多くの貴重な資料を後世に残すための活動の一環と捉えることができます。

クラウドファンディング

クラウドファンディングは、博物館にとって新しい資金調達の方法のひとつです。資料の保存や展覧会の充実を図ることを目的に、クラウドファンディングを活用する博物館は増えています。鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館においても、限られた予算を補完するためにクラウドファンディングの力を借り、多くの人々からの支援を受けて文化財を保存し、確実に後世へと守り伝えていくことを目指します。

ふるさと納税

鎌倉市ふるさと寄附金の使い道のひとつに、「鎌倉市教育文化施設建設等基金」があります。この基金は、両館を含む市の教育文化施設の建設や整備の財源に充てられています。ただし、学校教育施設や社会教育施設もその対象に含まれているため、さまざまな施設に活用することが可能です。例えば、鎌倉市中央図書館が「鎌倉市図書館振興基金」を設置し、資料の収集や保存を推進しているように、博物館も独自の基金を設けることで、多くの人々が直接的に歴史遺産の保護に関わる仕組みを検討します。

協賛など

マスメディアや企業の協賛を受けることは、広報の範囲が広がるだけでなく、展示の充実にもつながります。特に地元企業の協賛を受けることで、博物館の運営を広く市民に周知し、地域の歴史遺産への関心を高めることに貢献します。協賛者からの支援を受けるための体制を整えることで、市民にも愛される博物館を目指します。

取組 8 | 発信力の強化

事業 1 新たな SNS の開設と広報動画の制作

事業 2 博物館独自のホームページの作成

来館者が博物館の情報を入手しようとするとき、最初に目にする可能性の高いホームページは、博物館・美術館の第一印象を決める重要なコンテンツです。デザイン性が高く、アクセスしやすいサイトを持つことは、博物館への興味を促し、来館者の増加や客層を広げることに繋がるため、鎌倉市のホームページにリンクを置いた上で、必要十分な情報を手に入れられる各館独自のサイトを作成します。また、職員による X (旧 Twitter) における発信は従前どおり継続しながら、新たに、登録者数が多く、幅広い世代が利用する Instagram 等にアカウントを開設して博物館の取組を発信し、併せて展覧会情報を広告掲載する外、外部委託で各館の PR 動画を作成し、公開することにより、博物館に親しみやすいイメージを持ってもらえるよう努めます。

若年層への PR に繋がりやすいコンテンツを積極的に利用した上で、従来の客層をとり残すことがないよう、紙媒体でのポスター掲示やチラシ配布も継続します。特に、駅ポスターやチラシ配架は観光案内として目につきやすいため、掲示する地域を広げることで、更なる広報対策に取組ます。また、協賛を受けることで広報範囲の拡大を目指します。

さらに、令和4年（2022年）の博物館法改正に伴い、博物館資料のデジタル化やデータベースの公開が義務化されたため、これを公開するに当たって膨大なデジタル資料の継続的な蓄積と保存に耐えるサーバーを確保しなければなりません。従来の鎌倉市のホームページでは、博物館の情報にたどりつくまで時間がかかる上、容量の大きいデータをストレスなく見ることは不可能です。博物館独自のサイトを持つことで、利用者が望む情報を容易に手に入れられるように整備することができ、これを外部の文化財情報データベースと連携することで、鎌倉市の文化財情報を市内外に向けて発信することができます。

デジタルミュージアムは、市内にある歴史遺産（市内文化財、博物館収蔵品、埋蔵文化財など）と市内各地（博物館や社寺、史跡、名所など）とをデジタル上でつなぐ構想です。鎌倉の歴史文化を、オンライン上でも親しみ学ぶことができる環境を目指します。

デジタルミュージアムの鍵になるのが、デジタルアーカイブの構築です。資料調査や撮影によって資料の情報化を推進し、基盤データベースを構築します。このデータベースをもとにデジタルアーカイブを作成し、インターネット上で公開します。この公開データは、その後教育や観光など、様々な分野でのコンテンツの展開が期待されます。

（１）デジタル化の目的

令和４年（２０２２年）の博物館法改正にともない、博物館は資料の「電磁的記録」、すなわちデジタルアーカイブ等を作成し、広く一般に公開することが求められるようになりました。

文化庁はデジタルアーカイブ化を行う目的について、① 博物館資料に係る情報の保存と体系化、② 博物館における調査研究の成果を含めた資料の公共化、③ 多様な創造的活動への博物館資料の活用の促進という要件を満たしたデジタルアーカイブを構築するには、体系的な資料の情報が必要です。鎌倉市ではこの情報が蓄積されていないのが現状であるため、市内歴史遺産の全体像の把握や安定的な保存管理が行えないという課題を抱えています。

そのため、デジタルアーカイブ構築・公開の目的として、基盤データベースの構築、教育・学習・研究・観光など多分野での活用促進、安定した予算確保による事業推進を目指します。

（２）取組内容

取組 １ | 博物館資料等のデジタル化

事業 １ 鎌倉国宝館収蔵品及び館史資料の基盤 DB 化

歴史遺産をデジタルアーカイブとして公開するためには、歴史遺産の情報を網羅し、一元的に把握するための基盤データベースが必要となります。このデータベースは、鎌倉国宝館

収蔵品や博物館史資料などを当面の対象とし、以下の流れで構築を目指します。

【データベース構築の流れ】①情報化 → ②デジタル化 → ③基盤データベースの構築

取組 2 | 博物館資料と埋蔵文化財のアーカイブ公開

事業 1 鎌倉市の歴史遺産のデジタルアーカイブ公開

基盤データベースをもとに、文化財の画像とその情報を網羅するデジタルアーカイブを作成し、インターネット上で公開します。公開対象は、基盤データベースに限らず、文化財課構築の埋蔵文化財データベースなどにも広げていきます。これにより、市内のさまざまな歴史遺産を横断的に検索、閲覧できるアーカイブを目指します。アーカイブは以下の手順により実施する方法を検討します。

【アーカイブの手順】①公開用アーカイブの構築 → ②ホームページの構築

また、鎌倉の歴史遺産に関わるデータベースとして、既存の中央図書館、文化財課が所管するデータベースがあります。「鎌倉ミュージアム」では、将来的に、各所管で管理・運営しているデータベースとの連携、又は統合を目指し、利便性に優れた鎌倉市独自のデジタルアーカイブの構築を検討します。データベースを連携・統合することにより、利用者が望む情報を容易に手に入れることができる環境を提供できます。

また、文化遺産オンライン、ジャパンサーチなどの外部システムとの連携を前提としたデータベースの構築を目指します。

取組 3 | デジタルミュージアムの活用

事業 1 デジタルマップの作成・公開

事業 2 キュレーションアプリの作成・公開

事業 3 デジタル資料による教材の開発

デジタルアーカイブ上の歴史遺産情報は、市の文化財、教育、観光などの関係部署や、

観光・教育・商工関連の公益団体などの創意工夫により、さまざまな事業やコンテンツへの展開が期待できます。教育分野であれば、小・中学校等での郷土学習の教材や課外学習での事前資料としての活用ができます。学術分野であれば、公開に供する機会が少ないものまで鎌倉市域に残る貴重や歴史遺産、博物館資料をアーカイブ化して公開し、閲覧できるようにすることで、研究の進展が期待でき、幅広く調査・研究への活用に寄与することができます。多様な事業展開に対し、必要な情報の提供を通して活動を支援します。その他、データベースを活用したデジタルマップなどによる観光事業・活動への活用も期待できます。例えば以下のような展開事例が考えられます。

ア デジタルマップ

歴史遺産情報を所蔵者や場所の位置情報に紐づけて地図上に表示する。

イ キュレーションアプリ

歴史遺産情報や多言語解説を観覧者の携帯端末から視聴。

ウ 教育用コンテンツ

地域学習や総合的な探求の時間など、学齢や教科に応じた補助教材

また、博物館・社寺・史跡・名所などをまじえた地域ごとの観光コースに、関連する歴史遺産情報を結びつけ、多言語対応の解説を観光客の携帯端末などから視聴することが考えられます。こうした様々なコンテンツ展開がデジタルミュージアムをかたちづくり、フィールドミュージアムの活動と連動することによって、市民や利用者の幅広い興味関心を深い学びや理解へとつなげていきます。

(3) デジタルミュージアムのアクションスケジュールと評価指標

デジタルミュージアムでは、基本計画策定後のアクションスケジュールに準じて、データベース、デジタルアーカイブの手法について検討しシステムの構築を計画的に実施します。

具体的には、市域に所在する歴史遺産、鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館の収蔵品・館史資料、フィールドミュージアムで蓄積されたデータの外、文化財課の指定文化財及び埋蔵文化財のデータベース、中央図書館のデータベースと連携又は統合を目指します。また、ジャパンサーチなどのアーカイブと連携し、学び、観光、調査・研究へ寄与することを目指して

整備を進めていきます。

また、アクションスケジュールの評価については評価指標に基づき、年度毎に評価し、博物館紀要において報告します。



デジタルミュージアムの評価指標

<p>評価目標</p> <p>①収蔵品デジタル化の件数</p> <p>②データベースへの登録件数</p>	<p>デジタルミュージアムを運用するに当たり、資料のデジタル化が必要です。そのため、博物館収蔵品及び市内社寺等所蔵資料のデジタル化を進めます。また、アーカイブの構築に必要なデータベースに資料情報、画像の登録を進め、デジタル情報の充実を図ります。</p>
--	--

施策 ③ フィールドミュージアム

フィールドミュージアムは、鎌倉市内にある歴史遺産を再発見するとともに、市域全体に所在する歴史遺産を教育資源として活用し、博物館、学校及びフィールドをつなぐ「屋根のない博物館」です。歴史遺産を学びの資源として、様々な学習のきっかけとなる学びの場を創出するとともに、市内の博物館や社寺、地域住民等の参加による歴史遺産の総合的な調査を通じて、継続的な保存と活用を目指します。

(1) フィールドミュージアムの目的

フィールドミュージアムは、地域の人たちとともにフィールドワークを実施することで鎌倉市内の歴史遺産を掘り起こし、教育や観光の資源として活用することを目指すものです。フィールドワークを通じて地域の人々が郷土への愛着を育み、歴史遺産の持続可能な保存、活用へと結びつけます。加えて、鎌倉歴史文化交流館の常設展示の一部をリニューアルし、フィールドミュージアムの拠点として整備する外、フィールドワークの成果をデジタル上でつなぎ、活用の促進を図ります。

(2) フィールドミュージアムの組織

フィールドミュージアムは、博物館機能整備担当及び鎌倉歴史文化交流館担当で構成される事務局が、事業全体の運営、進行管理、調整等を行います。さらに市内の博物館、図書館、社寺、学校、研究者、大学生や高校生等で構成されるワーキンググループを立上げ、地域区分や調査方法、フィールドワークグループの組織構成を検討します。

実際の調査はフィールドワークグループが行い、そのメンバーには一部のワーキンググループの構成員をはじめ、自治会や地域の団体、小中学生から大学生までを含む学生等が参加します。

フィールドミュージアムの組織イメージ



(3) 取組内容

取組 1 | 市域を利用した学びの場の創出

事業 1 歴史遺産カルテの教材活用コンテンツの作成

フィールドミュージアムでは、作業的かつ体系的な子どもたちの学習活動の場を創出し、市域全体を学びの場とした様々な博学連携の形を目指します。フィールドワークで収集した「歴史遺産カルテ」の情報を活用し、課外学習の事前学習、出前授業の教材として活用する外、フィールドワークを通じて、学芸員の調査・研究手法を体験することで、ものの調べ方や見方など、「学び方を学ぶ」機会をつくります。

取組 2 | 歴史・文化の学びのための拠点整備

事業 1 鎌倉歴史文化交流館の展示リニューアル

鎌倉歴史文化交流館を周遊、フィールドワークの拠点として整備します。鎌倉歴史文化交流館は、鎌倉の通史及び埋蔵文化財を中心に、子どもから大人までが、鎌倉の歴史をわかり

やすく学べるように整備されており、フィールドワークと親和性のある博物館施設です。この特性を生かし、鎌倉歴史文化交流館を市域全体の歴史と文化を学び、調べられる「鎌倉歩き」の拠点として整備します。マップや参考資料を配架する外、常設展示をリニューアルし、鎌倉の歴史や文化の情報収集拠点となることを目指します。

取組3 | 地域や子どもたちと連携したフィールドワークの実施

事業1 歴史遺産調査のマニュアル本の作成

事業2 地域や子どもたちと行うフィールドワークの実

フィールドミュージアムの核となるフィールドワークは、学芸員が作成した歴史遺産リストを基に、市内の博物館や図書館、地域住民、学生、社寺関係者、自治会などと連携して調査を行うことで、市域全体の歴史遺産の基礎データの習得をめざすものです。指定の有無を基準とせず、彫刻・絵画・工芸・書跡・典籍・古文書・歴史資料・考古資料・建築物に加え、石造物、地名、屋号、伝承といった有形、無形に関わらず、鎌倉の歴史や文化を知ることができる市内の資料や情報を調査対象とし、悉皆的かつ学術的な総合調査を目指します。フィールドワークで得られた情報は「歴史遺産カルテ」として登録し、地図情報や画像情報と紐づけます。

フィールドワークの実施に当たっては、学芸員と教育機関、研究者や社寺等が連携して鎌倉の歴史遺産調査の基本マニュアルを資料別に作成し、地域の人々や子どもたちが参加しやすい環境を整えます。

取組4 | フィールドワーク成果のデータベース化

事業1 フィールドワーク成果のデータベース化と公開

フィールドミュージアムでは、フィールドワークで収集した歴史遺産カルテの情報を公開しなくてはなりません。よって歴史遺産カルテをデータベース化し、デジタルミュージアム

上で市域に点在する歴史遺産を結び、公開することを目指します。またデジタルデータに位置情報を付けることによってデジタルマップを作成し、教育や観光での活用の可能性を検討します。

取組5 | フィールドワークによる成果の活用

事業1 歴史遺産カルテのデータベースへの活用

事業2 歴史遺産カルテの更新と定期的な現状確認

「鎌倉ミュージアム」では、フィールドワークによって得た歴史遺産カルテをデータベースに加え、デジタルマップなどを作成することで、鎌倉周遊の事前資料や郷土学習の教材、観光の鎌倉歩きの情報として活用することを目指します。

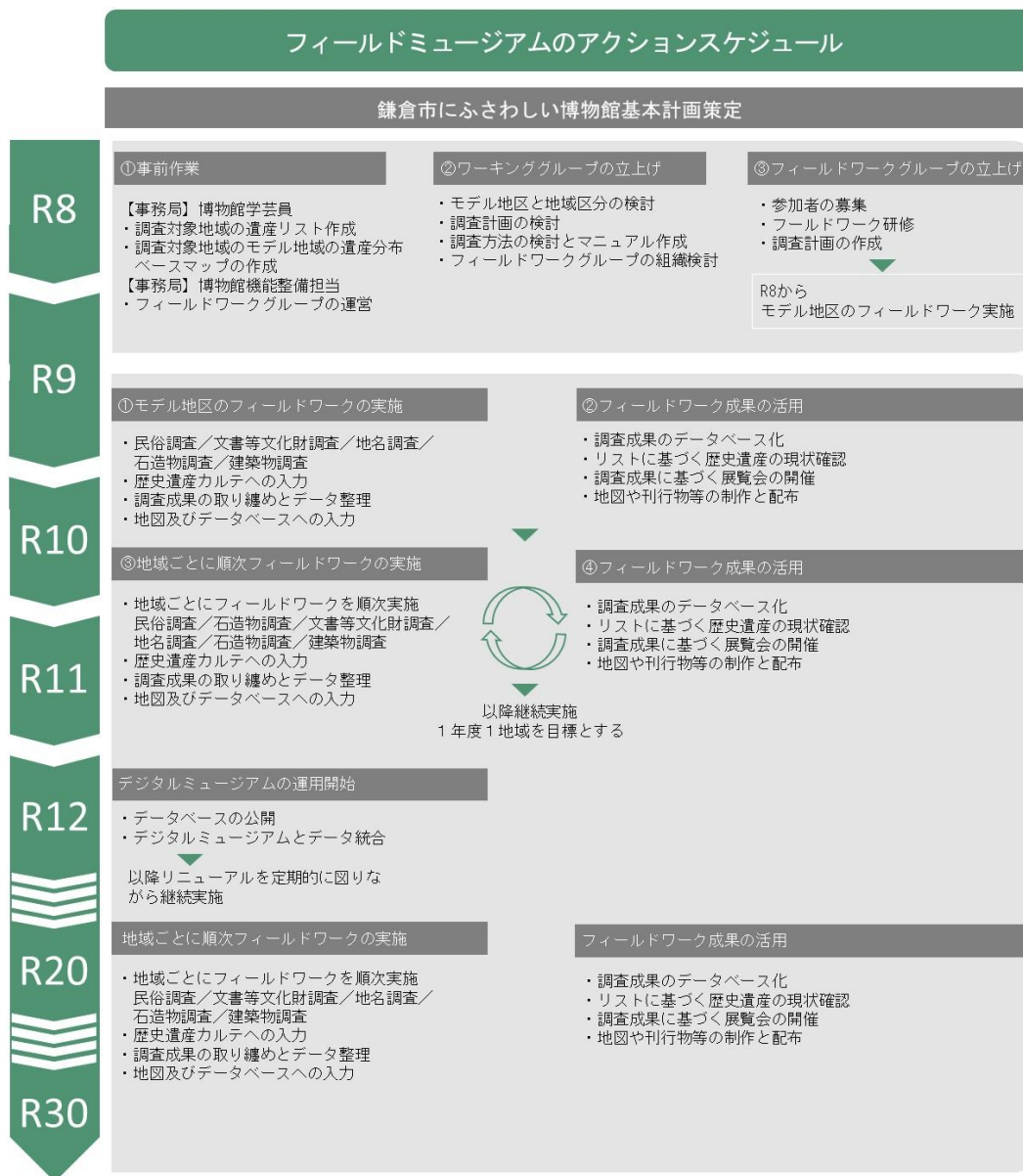
また、歴史遺産カルテ及びデジタルマップは永続的な更新が必須であることから、繰り返しフィールドワークを実施し、現状確認を行う必要があります。地域の人々やフィールドワーク参加者と連携して、定期的な現状確認を行うことで、地域の宝の損失を見過ごすことなく、全容を把握できる持続可能な体制の構築を目指します。

(3) フィールドミュージアムのアクションスケジュールと評価指標

令和8年度にはワーキンググループを立上げ、調査のモデル地区と地域区分の検討を行います。あわせて、ワーキンググループに参加する各分野の研究者からの助言を受けながら、調査方法の検討や調査マニュアルの作成を進め、誰もが参加しやすいフィールドワークを目指します。また同年中にフィールドワークグループを発足させ、モデル地区でのフィールドワークを実施します。モデル地区での調査実績を踏まえ、調査方法や調査マニュアルの見直しを随時行い、令和9年度までに調査方法の確立を目指します。

令和9年度以降は、地域区分に基づき、地域ごとに民俗調査、石造物調査、文書などの文化財調査、地名調査、石造物調査、建築物調査などの各種調査を順次実施します。その調査結果を歴史遺産カルテに入力し、地図やデータベースに反映させ、成果を配布用地図や刊行物、展覧会などを通じて発信・活用します。これらの調査は長期的に継続して行うものです。

が、毎年度、成果を紀要や年報などにまとめ、その円滑な推進に努めます。さらに令和12年（2030年）のデジタルミュージアム運用開始時には、データを統合し、データベースを広く公開します。



フィールドミュージアムの評価

評価目標 フィールドワークの実施件数 歴史遺産カルテの登録件数	フィールドミュージアムを運用するに当たり、地域毎にわけて実施するフィールドワークが重要となります。加えて、フィールドワークの調査成果に基づく歴史遺産カルテのデータベースへの登録も増やすことで歴史遺産に係る情報充実を行っていきます。
--	---

第4章

鎌倉ミュージアムのスケジュール

1 事業の展開内容

中核施設となる鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館の機能強化、デジタルミュージアム、フィールドミュージアムの3つを大きな柱として、基本計画を進めていきます。計画を進めるに当たり、博物館とワーキンググループを中心に基本計画の推進を図り、事業を展開します。

(1) 博物館機能強化

「鎌倉ミュージアム」では、中核施設である鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館の機能強化を進めます。両館が抱える課題を整理し、機能強化項目を抽出した上で長期的な施設整備及び保存活用に係る計画を作成し、施設の整備計画・手法を検討します。整備計画に基づき博物館の整備を進めることで、博物館機能を強化するとともに、デジタルミュージアムやフィールドミュージアムの拠点機能を整備します。

さらに、組織体制の整備により、調査研究体制や防災組織の強化を図り、博物館機能の向上を目指します。

(2) デジタルミュージアム

デジタルミュージアムでは、デジタルアーカイブ上に、市域に所在する歴史遺産の他、鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館の収蔵品・館史資料、フィールドミュージアムで蓄積されたデータに加えて、文化財課の埋蔵文化財データベース、中央図書館のデータベースとの連携・統合を図ります。アーカイブ機能は、ジャパンサーチなどの外部アーカイブとの連携を通じて、学び、観光、調査・研究へ寄与することを目指します。

計画策定後は、デジタルミュージアムにおいて、庁内関係課を中心としたワーキンググループを立上げ、アーカイブ化に向けた内容、方法を検討し、鎌倉市域全体の歴史遺産情報をアーカイブ化するとともに、その公開・活用を推進します。

(3) フィールドミュージアム

フィールドミュージアムでは、ワーキンググループの中にフィールドワークグループを置き、鎌倉市域にある歴史遺産と想定される文化財調査を行うに当たり、調査に要する人員、時間、期間などを把握する必要があります。当初は、モデル地区を設定して試験的に文化財調査を行い、実際の作業に係る人員、期間の把握に努め、モデル地区での成果に基づき、各地域の調査手法の確立を目指します。

また、フィールドワークグループは、エリアごとでの立ち上げを想定し、実際にグループでフィールドワークを行います。フィールドワークでは、歴史遺産の基礎情報の収集、写真撮影、位置情報の追加、聞き取り調査などにより、歴史遺産カルテを充実させます。

フィールドワークグループには、ワーキンググループに加わる部活動で歴史などを勉強しているような高校生、大学生などにリーダーになってもらい、文化財の調査だけでなく地域住民との関わりを通じて、将来の鎌倉の歴史、文化を守り、伝える人材の育成にも寄与することを目指します。また、フィールドワークの一部を学校の郷土学習、総合学習などに関連付け、聞き取り調査を実施する形での博学連携の形を構築します。

2 鎌倉ミュージアムのスケジュールについて

本計画策定後は、「鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の組織・機能の強化」「フィールドミュージアム」「デジタルミュージアム」を3つの柱として、事業の実施を目指します。「鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館の組織・機能の強化」では、長期的な施設整備及び保存活用に係る計画を検討するとともに、博物館基金の立上げ、調査研究体制の整備、防災の組織整備などを実施し、中核施設となる両館の機能強化を図ります。また「フィールドミュージアム」

「デジタルミュージアム」では、令和8年（2026年）にワーキンググループを立上げ、フィールドワークや資料のデジタル化を実施し、令和12年（2030年）を目標に「デジタルミュージアム」の段階的な運用を開始します。

鎌倉ミュージアムでは、本計画策定後に各事業を計画に基づき、実施していきます。各事業は、令和12年を一つの目安として、中核となる博物館機能の強化を図り、デジタルミュージアム、フィールドミュージアムの運用を目指していきます。運用開始後も引き続き、歴史遺産データや収集資料のデジタルデータの収集を進め、歴史遺産カルテ及びアーカイブのデータを随時更新します。



【資料編】 資料1 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例

令和3年12月21日条例第13号

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市にふさわしい博物館の基本計画等の策定に関し必要な事項を調査審議するため、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 社寺に関係を有する者
- (4) 市社会教育委員
- (5) 市立小学校の校長が組織する団体又は市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、委員会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。

(鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例の廃止)

- 3 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例（平成31年1月条例第27号）は、廃止する。

資料2 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例施行規則

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例施行規則

令和4年1月24日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例（令和3年12月条例第13号）第5条の規定に基づき、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事10人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、委員会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。

(鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例施行規則の廃止)

3 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例施行規則（平成31年1月教委規則第3号）は、廃止する。

資料3 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員及び名簿

1 委員名簿 期間：令和4年（2022年）3月16日～

◎印：委員長 ○印：副委員長

	区分	氏名	備考
委員	市民	小坂 純	市民委員公募選考
委員	市民	野村 和代	市民委員公募選考
◎委員	学識経験を有する者	高橋 慎一郎	東京大学史料編纂所教授
委員	公的団体が推薦する者	奈須 菊夫	鎌倉商工会議所
委員	公的団体が推薦する者	出口 律子	鎌倉市観光協会 (令和3年度～令和4年度)
委員	公的団体が推薦する者	進藤 勝	鎌倉市観光協会 (令和5年度～)
委員	社寺に関係を有する者	角井 司	鶴岡八幡宮
委員	社寺に関係を有する者	大三輪 龍哉	浄光明寺
○委員	市社会教育委員	島田 正樹	鎌倉市社会教育委員
委員	市立小学校の校長が組織する 団体が推薦する者	安齋 佳子	小坂小学校校長 (令和3年度～令和6年度)
委員	市立小学校の校長が組織する 団体が推薦する者	小松原 崇	大船小学校校長 (令和7年度～)
委員	市立中学校の校長が組織する 団体が推薦する者	河合 克也	深沢中学校校長 (令和3年度～令和5年度)
委員	市立中学校の校長が組織する 団体が推薦する者	太田 洋	大船中学校長 (令和6年度～)

2 幹事名簿 令和8年●月現在

	区分	氏名	備考
幹事	職員		文化課長
幹事	職員		観光課長
幹事	職員		みどり公園課長
幹事	職員		都市景観課長
幹事	職員		教育指導課長
幹事	職員		中央図書館長
幹事	職員		文化財課長
幹事	特別非常勤職員	青木 豊	鎌倉歴史文化交流館長
幹事	特別非常勤職員	山本 勉	鎌倉国宝館長

3 事務局名簿 令和8年●月現在

区分	氏名	備考
事務局		教育文化財部生涯学習課長
事務局		教育文化財部生涯学習課課長補佐兼鎌倉国宝館兼博物館機能整備担当係長
事務局		教育文化財部生涯学習課鎌倉歴史文化交流館兼博物館機能整備担当係長
事務局		教育文化財部生涯学習課鎌倉国宝館兼博物館機能等整備担当
事務局		教育文化財部生涯学習課鎌倉国宝館兼博物館機能等整備担当
事務局		教育文化財部生涯学習課鎌倉歴史文化交流館兼博物館機能等整備担当
事務局		教育文化財部生涯学習課鎌倉国宝館兼博物館機能等整備担当

資料4 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定に係る経過

第1回鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

- 1 日時 令和4年(2022年)3月31日(木)午後2時00分から
- 2 議題
 - (1) 委員長、副委員長の選出
 - (2) 現在までの市の取組について
 - (3) 『鎌倉市にふさわしい博物館基本構想』について
 - (4) 今後のスケジュールについて

第2回鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

- 1 日時 令和4年(2022年)8月25日(木)午後2時00分から
- 2 議題
 - (1) これまでの調査研究成果について
 - (2) 他事例の現地調査の実施について
 - (3) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画の構成イメージについて

第3回鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

- 1 日時 令和5年(2023年)3月24日(金)午後3時00分から
- 2 議題
 - (1) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定スケジュールの変更について
 - (2) 令和5年度事業予定について
 - (3) 県内事例現地調査について
 - ア 調査結果について
 - イ 県内事例からみる鎌倉市にふさわしいエコミュージアムのイメージについて

第4回鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

- 1 日時 令和6年(2024年)8月22日(木)午前10時00分から
- 2 議題
 - (1) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定スケジュールについて
 - (2) 令和5年度県外事例調査結果概要
 - ア 萩市
 - イ 松本市
 - (3) 鎌倉市にふさわしい博物館のイメージについて

第5回鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

- 1 日時 令和7年(2025年)1月31日(金)午後1時30分から
- 2 議題
 - (1) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画素案について

第6回鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

- 1 日時 令和7年(2025年)8月19日(火)午前10時00分から
- 2 議題
 - (1) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画素案の修正案について
 - (2) 鎌倉ミュージアムの名称について

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画(素案)に対する意見公募(パブリックコメント)

- 1 意見公募方法等
 - (1) 意見公募期間
令和8年(2026年)1月20日(火)から令和8年(2026年)2月18日(水)までの30日間
 - (2) 意見公募の周知方法
 - ア 市ホームページ
 - イ 鎌倉歴史文化交流館、鎌倉国宝館、市役所ロビー(本庁舎1階)、鎌倉生涯学習センター、腰越支所、深沢支所、玉縄支所、大船支所、中央図書館・腰越図書館・深沢図書館・玉縄図書館・大船図書館、市ホームページにおける素案の配布
 - (3) 意見の受付方法
 - ア 鎌倉国宝館への提出
 - イ 本庁舎ロビー、各図書館の意見回収箱への投函
 - ウ 郵送
 - エ FAX
 - オ 電子メール

2 意見公募結果

- (1) 意見の総数 5通
- (2) 受付方法の内訳
 - ア 投函 0通
 - イ FAX 0通
 - ウ 電子メール 5通
- (3) 提出者の居住地域の内訳
 - ア 鎌倉地域 2通
 - イ 深沢地域 1通
 - ウ 大船地域 0通
 - エ 玉縄地域 0通
 - オ 腰越地域 1通
 - カ その他 1通

第7回鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

- 1 日時 令和8年(2026年)3月12日(木)午前10時00分から
- 2 議題
 - (1) 庁内意見子募集及び意見公募(パブリックコメント)の結果について
 - (2) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画(素案)の修正について
 - (3) 今後の策定スケジュールについて

資料 5 用語集

ICOM 京都大会

2019年に日本の京都で開催された、国際博物館会議（ICOM）が主催する国際的な博物館専門家の集まり。ICOMの大会では、博物館の未来や役割について議論される。ICOM 京都大会のテーマは、“Museums As Cultural Hubs : The Future of Tradition”（「文化をつなぐミュージアム—伝統を未来へ」）で、sustainability（持続可能性）、diversity（多様性）、social inclusion（社会的包摂）、wellbeing（幸福）などが議論のキーワードとなった。同大会で採択される予定であった新たな博物館の定義は見送りとなったが、ICOM 日本委員会が提案した「ICOM コミュニティへのアジアの融合」と「『文化をつなぐミュージアム』の理念の徹底」の2つが大会決議として採択された。

「歴史遺産」と「文化財」

当計画において、「文化財」は狭義の意味で使用し、文化財保護法や自治体の条例に基づき、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として文化財の指定を受けたものをいう。一方「歴史遺産」の用語は、文化財の指定の有無を問わず、歴史的な建造物や伝統行事、文物や伝承など、地域の歴史を伝える有形・無形の文化的所産の総称をいう。

エコミュージアム

「エコミュージアム」という用語はユグ・ド・ヴァリーンにより考案された「エコミュゼ」の英訳であり、エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）とをつなぎ合わせた造語。従来の博物館が一つの建物として運営されるのに対し、エコミュージアムは一定の地域に点在する歴史・文化・自然・産業等の遺産を現地において保存・管理し、その全体をミュージアムと捉えるところに特徴がある。その概念は、1960年代後半に国際博物館会議（ICOM）の初代ディレクター、G. H. リヴィエールによって提唱され、「（エコミュージアムとは）地域社会の人々の生活と、その自然環境・社会環境の発達過程を史的に探究し、自然遺産及び文化遺産を現地において保存し、育成し、展示することを通じて当該地域社会の発展に寄与することを目的とする、新しい理念を持った博物館である」と定義された。

紀要と年報

紀要は、市内の文化財や歴史、教育事業に関する調査・研究成果をまとめた論文集で、鎌倉市教育委員会では『鎌倉市教育委員会文化財調査研究紀要』を年に1回、刊行しています。年報は、鎌倉市教育委員会文化財課や博物館等が1年間に行った文化財保護・調査・活用事業について、その概要や成果を整理した報告書です。紀要は学術的な内容が中心で、専門研究者や関係機関への情報提供を目的とします。年報は活動記録や事業実績を広く市民に伝える資料として活用されます。

科学研究費助成金

科学研究費助成金は、日本の研究者を対象とした資金援助制度の一つで、主に文部科学省と日本学術振興会によって提供される。人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする。科学研究費助成事業への応募には、指定された研究機関への所属が条件となっており、博物館が研究機関として指定を受けるには、「科学研究費補助金取扱規程第2条第1項第4号及び同条第2項の機関の指定に関する要項」に定められた条件を満たす必要がある。

クラウドファンディング

インターネットを通じて多数の個人から資金を集める方法で、資金提供者は、提供額に応じてリターンを受けることもあるが、リターンがない寄付型も存在する。

デジタルアーカイブ

デジタルアーカイブとは、情報や資料をデジタル形式で保存、管理、アクセス可能にするシステムを指す。文書、画像、音声、映像など様々なメディアが含まれ、文化財そのものの情報や学術研究の成果を保存し、広く公開する目的で活用される。デジタル資料をアーカイブ化することで、実物資料の物理的な劣化を防ぎ、情報を広く共有できるため、教育や研究、文化の保全において重要な役割が期待される。

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画
(令和8年(2026年)●月策定)

鎌倉市教育委員会
教育文化財部生涯学習課
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
0467-23-3000

Mail:hakubutukankinou@city.kamakura.kanagawa.jp